

令和4年第4回富山県教育委員会議事日程

3月18日（金）午後5時30分

県民会館611号室

1 会議録の承認について

令和4年3月10日開催の令和4年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第5号 富山県立学校職員服務規程一部改正の件

議案第6号 富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

教職員課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第7号 指定技能教育施設における連携科目等の変更に関する件

議案第8号 技能教育施設の廃止に関する件

議案第9号 富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件

県立学校課長より説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 令和3年度第2回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

教職員課長より説明した。

(2) 令和4年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

(3) 第3回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

県立学校課長より説明した。

(4) 公立小学校の設置及び廃止について

小中学校課長より説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第10号 富山県文化財保護審議会委員任命の件

議案第11号 富山県銃砲刀剣類登録審査委員任命の件

生涯学習・文化財室長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第12号 事務局職員の人事異動に関する件

教育長より説明し、原案のとおり可決した。

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案要綱

教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、 必要性	現在、県立学校の職員は、出勤と同時に出勤簿に押印しなければならぬこととされているが、職員の負担軽減のため、当該出勤簿への押印の義務付けを廃止するもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容 県立学校職員の出勤に伴う出勤簿への押印について、その義務付けを廃止するもの（第5条関係）</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日</p>
3 他の規則等との 関連	特になし
4 審議、調整、 予算化等の状況	特になし

議案第5号

富山県立学校職員服務規程一部改正の件

富山県立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

富山県立学校職員服務規程（昭和32年富山県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(出勤)</p> <p>第5条 職員は、出勤と同時に出勤簿に印を押さなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>第6条～第18条 略</p> <p>第1号様式～第3号様式 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 削除</p> <p>第6条～第18条 略</p> <p>第1号様式～第3号様式 略</p>	<p>県立学校職員の出勤に伴う出勤簿への押印について、その義務付けを廃止するもの</p>

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、 必要性	<p>教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第25号)により教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)が改正され、各種様式における旧姓及び通称名の併記並びに押印原則の廃止が可能とされたことに伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備(第3条から第4条の2まで、第6条、第7条、第19条から第24条まで、様式第1号から様式第2号の2まで、様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第16号、様式第19号、様式第19号の2及び様式第22号から様式第28号まで関係) 2 教育職員免許法施行規則の改正に伴う押印義務の廃止(様式第2号、様式第6号及び様式第8号関係) 3 その他規定整備 <p>第2 施行期日 公布の日 ただし、様式第14号の改正規定は、令和4年4月1日</p>
3 他の規則等との 関連	<p>特になし</p>
4 審議、調整、 予算化等の状況	<p>特になし</p>

議案第6号

富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「若しくは」を「、」に改め、同条第5号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第12号中「又は」を「若しくは」に、「第10号」を「前号」に改め、「者」の次に「又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第4条の2各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第6号中「又は」を「若しくは」に、「第5号」を「前号」に改め、「者」の次に「又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第19条第1項第4号及び第2項第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は有効期間更新証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第20条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は有効期間延長証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第21条第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は平成20年改

正施行規則附則第18条第1号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第22条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は平成20年改正施行規則附則第18条第2号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第23条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は平成20年改正施行規則附則第18条第3号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加え、同条第4号中「第7条第1項各号」を「附則第7条第1項各号」に改める。

第24条第4号中「平成20年改正施行規則附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示」を「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者」に改め、同条第5号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は平成20年改正施行規則附則第18条第4号に規定する証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者」を加える。

第28条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第3号中「第9条第1項第3号二」を「第9条第1項第3号ホ」に改める。

第30条第3号中「第61条の4第4号二」を「第61条の4第4号ホ」に改める。

様式第1号中

本籍地 (都道府県名)	(都・道 府・県)
現住所	
(〒) TEL	
ふりがな	
氏名	
生年月日	

を

本籍地	都・道 府・県	現住所(郵便番号) 電話番号
ふりがな	生年月日	
氏名		
※ 旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にもレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	

様式第8号中 「現住所
ふりがな
氏名
ふりがな
氏名 (旧姓) を 現住所
ふりがな
氏名 (旧姓) に改め、「㊟」を削る。
生年月日」
ふりがな
(通称名)
生年月日」

様式第8号の2中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

様式第10号及び様式第11号中

を

本籍地 (都道府県名)	(都・道 府・県)
現住所 (〒) TEL	
ふりがな 氏名	
生年月日	

本籍地	都・道 府・県	現住所(郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏名		生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第12号中「附則第14項」を「附則第18項」に改める。

様式第14号中「計画的教育活動担当時間数」を「総合的な探究の時間」に改める。

様式第16号中

様式第22号中

「 ふりがな 氏名	生年月日
-----------------	------

を

「 ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、更新証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓 () ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第23号中

「 ふりがな 氏名	生年月日
-----------------	------

を

「 ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、免除証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓 () ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第24号中

「 ふりがな 氏名	生年月日
-----------------	------

を

「 ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、延長証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓 () ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第25号中

「ふりがな 氏名	生年月日
-------------	------

を

「ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、更新証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓 () ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第26号中

「ふりがな 氏名	生年月日
-------------	------

を

「ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、確認証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓 () ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第27号中

「ふりがな 氏名	生年月日
-------------	------

を

「ふりがな 氏名	生年月日
※ 旧姓又は通称名がある場合、延期証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓 () ふりがな 通称名 ()	

に改める。

様式第28号中

「ふりがな 氏名	生年月日
-------------	------

を

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第3条 免許法第4条の2第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、附則第8項若しくは附則第11項、昭和29年改正法附則第10項若しくは教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項若しくは附則第3項の規定により、免許状の授与を受けようとする者(教育職員検定による出願者を除く。)又は免許法第5条の2第3項の規程(教育職員検定による出願者を除く。)又は、次に掲げる書類を富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 実務に関する証明書(様式第2号。施行規則第2条第1項の表備考第9号若しくは第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定の適用を受けようとする者に限る。)</p> <p>(5) 戸籍抄本(第2号、第3号又は第8号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者)又は第8号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称を併記する者に限る。)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(検定による普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 普通免許状の授与を受けるため、免許法第6条第1項、第3項若しくは第4項の教育職員検定を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき教育職員検定により特別支援教育領域の追加を申し</p>	<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 実務に関する証明書(様式第2号。施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定の適用を受けようとする者に限る。)</p> <p>(5) 戸籍抄本(第2号、第3号若しくは第8号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者)又は免許状に旧姓若しくは通称を併記する者に限る。)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(検定による普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 普通免許状の授与を受けるため、免許法第6条第1項、第3項若しくは第4項の教育職員検定を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき教育職員検定により特別支援教育領域の追加を申し</p>	<p>備考</p> <p>教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備</p>

<p>出る者は、<u>次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号、第3号、第4号又は第10号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者)に限る。)</p> <p>(特別免許状授与の出願等)</p> <p>第4条の2 特別免許状の授与を受けようとする者は、<u>次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 戸籍抄本(第2号又は第5号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者)に限る。)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(自立教科の免許状の出願)</p> <p>第6条 施行規則第64条第1項又は第65条の規定により、自立教科の免許状の授与又は教育職員検定(以下この条において「検定」という。)を受けようとする者は、<u>次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号又は第3号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者)に限る。)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>出る者は、<u>次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号、第3号、第4号若しくは前号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)</p> <p>(特別免許状授与の出願等)</p> <p>第4条の2 特別免許状の授与を受けようとする者は、<u>次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 戸籍抄本(第2号若しくは前号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(自立教科の免許状の出願)</p> <p>第6条 施行規則第64条第1項又は第65条の規定により、自立教科の免許状の授与又は教育職員検定(以下この条において「検定」という。)を受けようとする者は、<u>次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備</p>
---	---	---

<p>(免許状交付願)</p> <p>第7条 施行法第1条第3項の規定により、免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号又は第3号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者) _____ に限る。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第8条～第18条 (略)</p> <p>(有効期間更新の申請)</p> <p>第19条 免許法第9条の2第1項の規定により免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号又は第3号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者) _____ に限る。)</p> <p>2 施行規則第61条の4各号のいずれかに該当する者が免許状の有効期間の更新を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号又は第3号に掲げる書類中に記載された氏名又は本籍地を変更している者) _____ に限る。)</p> <p>(有効期間延長の申請)</p>	<p>(免許状交付願)</p> <p>第7条 施行法第1条第3項の規定により、免許状の交付を受けようとする者は、次 _____ に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は免許状に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第8条～第18条 (略)</p> <p>(有効期間更新の申請)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は有効期間更新証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍抄本(第2号若しくは第3号に掲げる書類中に記載された氏名若しくは本籍地を変更している者又は有効期間更新証明書に旧姓若しくは通称名を併記する者に限る。)</p> <p>(有効期間延長の申請)</p>	<p>規定整備</p> <p>教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	---

<p>臣が指定した独立行政法人の職員として在職するもの</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正施行規則附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 教育職員であつたことのある者で、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により、施行規則第61条の4第4号ニにより文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員として在職するものであつて、免許状更新講習を受講する必要があるものとして教育長が別に定めるもの</p> <p>第31条、第32条 (略)</p> <p>別表第1、別表第2 (略)</p>	<p>臣が指定した独立行政法人の職員として在職するもの</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 (同左)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 教育職員であつたことのある者で、教育委員会又は市町村教育委員会の要請により、施行規則第61条の4第4号ホにより文部科学大臣が指定した独立行政法人の職員として在職するものであつて、免許状更新講習を受講する必要があるものとして教育長が別に定めるもの</p> <p>第31条、第32条 (略)</p> <p>別表第1、別表第2 (略)</p>
--	---

規定整備

様式第1号 (第3条関係)

教育職員免許状授与願

年 月 日

富山県
収入証紙

(授与権者) 殿

本 籍 地 (都・道
府・県)

現 住 所 (〒) TEL

ふりがな 氏 名 生年月日

私は、次の教育職員免許状を授与していただきたいので、関係書類を添えてお願いしま
す。

1 免許状の種類					
2 教 科					

付 記

有するすべての免許状 の種類 (臨時免許状を含む。)	教 科	番 号	授 与 年 月 日	授 与 権 者

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記載すること。

様式第1号 (第3条関係)

教育職員免許状授与願

年 月 日

富山県
収入証紙

(授与権者) 殿

本 籍 地 都・道 現住所 (郵便番号)
府・県 電話番号

ふりがな 生年月日 氏名

※ 旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を 希望する。 希望しない。
(該当する□の中にし印を付すこと。)

ふりがな 通称名 ()
旧姓 ()

私は、次の教育職員免許状を授与していただきたいので、関係書類を添えてお願いしま
す。

1 免許状の種類					
2 教 科					

付 記

有するすべての免許状 の種類 (臨時免許状を含む。)	教 科	番 号	授 与 年 月 日	授 与 権 者

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記載すること。

教育職員免許
法施行規則の
改正に伴う旧
姓等の併記に
係る規定整備

様式第2号 (第3条、第4条、第6条関係)

(表)

親展書									
実務に関する証明書									
氏名		年		月		日		生	
(旧姓)		年		月		日		生	
(通称名)		年		月		日		生	
期	自年月日	至年月日	年月数	中高のみ 担任教科 (科目)	週時数	勤務場所	職名	備考	
在職に関する事項									
勤務の記録									
(注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。 2 旧百・歴・養護学校の勤務期間については、種別及び所属学部まで記入すること。 3 義務教育学校及び中等教育学校の勤務期間については、所属課程(前期・後期)まで記入すること。 4 週時数欄の()には、申請に係る教科の時数を記入すること。									
事	由	期		年月数	備考				
		自年月日	至年月日						
(休職・産休・育休・病休の別)									
休職に関する事項									

様式第2号 (第3条、第4条、第6条関係)

(表)

親展書									
実務に関する証明書									
氏名		年		月		日		生	
(旧姓)		年		月		日		生	
(通称名)		年		月		日		生	
期	自年月日	至年月日	年月数	中高のみ 担任教科 (科目)	週時数	勤務場所	職名	備考	
在職に関する事項									
勤務の記録									
(注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。 2 旧百・歴・養護学校の勤務期間については、種別及び所属学部まで記入すること。 3 義務教育学校及び中等教育学校の勤務期間については、所属課程(前期・後期)まで記入すること。 4 週時数欄の()には、申請に係る教科の時数を記入すること。									
事	由	期		年月数	備考				
		自年月日	至年月日						
(休職・産休・育休・病休の別)									
休職に関する事項									

教育職員免許
法施行規則の
改正に伴う旧
姓等の併記に
係る規定整備

(裏)

調査事項	所属長評定 (該当欄に○印)				
	優秀	良好	普通	やや不十分	
1 勤務状況は、規律正しく誠実勤勉であるか。					
2 教員にふさわしい自覚と良識をもち熱意をもっているか。					
3 仕事は、正確かつ迅速で自発的であるか。					
4 積極的に意見を述べ実行力があるか。					
5 学識及び教養の程度はどうか。					
6 教育計画及び学級経営は、適切に行われているか。					
7 学習指導の成績をあげているか。					
8 正しい生活指導が行われているか。					
9 地域社会の信頼を受けているか。					
10 現職教育に出席する等たえず研修しているか。					
出願する教科に関する所見	出願教科	科			科
	項目	優秀	良好	やや不十分	不十分
	1 その教科に関する学識・経験の程度				
	2 その教科に関する日常研さん態度				
3 その教科に関する指導の実績					
所属長所見					
所轄庁所見					
上記のとおり勤務していることを証明します。					
年 月 日					
所属長 所轄庁					

教育職員免許法の改正に伴う押印義務の廃止

(裏)

調査事項	所属長評定 (該当欄に○印)				
	優秀	良好	普通	やや不十分	
1 勤務状況は、規律正しく誠実勤勉であるか。					
2 教員にふさわしい自覚と良識をもち熱意をもっているか。					
3 仕事は、正確かつ迅速で自発的であるか。					
4 積極的に意見を述べ実行力があるか。					
5 学識及び教養の程度はどうか。					
6 教育計画及び学級経営は、適切に行われているか。					
7 学習指導の成績をあげているか。					
8 正しい生活指導が行われているか。					
9 地域社会の信頼を受けているか。					
10 現職教育に出席する等たえず研修しているか。					
出願する教科に関する所見	出願教科	科			科
	項目	優秀	良好	やや不十分	不十分
	1 その教科に関する学識・経験の程度				
	2 その教科に関する日常研さん態度				
3 その教科に関する指導の実績					
所属長所見					
所轄庁所見					
上記のとおり勤務していることを証明します。					
年 月 日					
所属長 所轄庁					

(注) 私立学校において所属長とは、学校法人の理事長又は設置者をいう。

様式第2号の2 (第4条関係)

観覧書 本人記入不可	
保育実務に関する証明書	
1. 勤務者氏名及び生年月日 氏名： (旧姓)： (通称名)： 生年月日：	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
2. 良好な成績で勤務した期間等 勤務期間：	日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで
※ただし、産休・育休・病休等の休職期間を除く。 実労働時間：	
3. 施設の概要 施設名： 認可等年月日： 所在地：(干 -) 電話番号：	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。	
平成 年 月 日	
施設名 証明者	
(注) 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに保育実務に関する証明書が必要になる。	

様式第3号、様式第4号 (略)

様式第2号の2 (第4条関係)

観覧書 本人記入不可	
保育実務に関する証明書	
1. 勤務者氏名及び生年月日 氏名： (旧姓)： (通称名)： 生年月日：	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
2. 良好な成績で勤務した期間等 勤務期間：	日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで
※ただし、産休・育休・病休等の休職期間を除く。 実労働時間：	
3. 施設の概要 施設名： 認可等年月日： 所在地：(干 -) 電話番号：	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。	
年 月 日	
施設名 証明者	
(注) 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに保育実務に関する証明書が必要になる。	

様式第3号、様式第4号 (略)

教育職員免許
法施行規則の
改正に伴う旧
姓等の併記に
係る規定整備

規定整備

様式第5号 (第4条第5条関係)

教育職員検定願

年 月 日

富山県
収入証紙
(授与権者) 殿

本籍地 (都道府県名) 都・道
府・県
 現住所 (〒) TEL
 ふりがな 氏名
 生年月日

私は、教育職員検定により、次の教育職員免許状を授与していただきたいので関係書類を添えてお願いします。

1 免許状の種類	
2 教科	

付記

有するすべての免許状の種類 (臨時免許状を含む。)	教科	番号	授与年月日	授与権者

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記載すること。

様式第5号 (第4条第5条関係)

教育職員検定願

年 月 日

富山県
収入証紙
(授与権者) 殿

本籍地 都・道 現住所 (郵便番号)
 府・県 電話番号
 ふりがな 生年月日
 氏名
 ※ 旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を 希望する。 希望しない。
 (該当する□の中にレ印を付すこと。)
 ふりがな ふりがな
 旧姓 () 通称名 ()

私は、教育職員検定により、次の教育職員免許状を授与していただきたいので関係書類を添えてお願いします。

1 免許状の種類	
2 教科	

付記

有するすべての免許状の種類 (臨時免許状を含む。)	教科	番号	授与年月日	授与権者

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記載すること。

教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備

様式第6号 (第4条第一第6条関係)

人物に関する証明書

親 展 書

ふりがな
氏 名

生年月日

評 定	項目	評定区分			
		優秀	良好	普通	やや不十分 不十分
評 定	健康・明朗				
	言動・明の広				
	視野の広さ				
	道義心				
	研究心				
	指導力				
	指率力				
	統任力				
	責協力				
	協造性				
	創造性				
	能率性				
	持統頻性				
信願性					
総 合 所 見	この人は、一口に言えばどんな人ですか。				
	この人の物の考え方は建設的でしょうか。				
	この人の生活態度は、どんなでしょうか。				
	この人は教育職員として適切な人物と思われま				
	すか。				
適しているとするれば右のどれに最も適していま					
すか。					
所属長の意見					
所轄庁の意見					
上記の評定は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長 所轄庁 					

(注) 私立学校において所属長とは、学校法人の理事長又は設置者をいう。

様式第6号 (第4条第一第6条関係)

人物に関する証明書

親 展 書

ふりがな
氏 名
ふりがな
(旧姓)
ふりがな
(通称名)
生年月日

評 定	項目	評定区分			
		優秀	良好	普通	やや不十分 不十分
評 定	健康・明朗				
	言動・明の広				
	視野の広さ				
	道義心				
	研究心				
	指導力				
	指率力				
	統任力				
	責協力				
	協造性				
	創造性				
	能率性				
	持統頻性				
信願性					
総 合 所 見	この人は、一口に言えばどんな人ですか。				
	この人の物の考え方は建設的でしょうか。				
	この人の生活態度は、どんなでしょうか。				
	この人は教育職員として適切な人物と思われま				
	すか。				
適しているとするれば右のどれに最も適していま					
すか。					
所属長の意見					
所轄庁の意見					
上記の評定は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長 所轄庁 					

(注) 私立学校において所属長とは、学校法人の理事長又は設置者をいう。

教育職員免許法の施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備

教育職員免許法の施行規則の改正に伴う押印義務の廃止

様式第7号 (略)

様式第8号 (第4条、第5条、第6条関係)

身体に関する証明書

現住所
ふりがな 氏名

生年月日

(1) 身長			cm
(2) 体重			kg
(3) 視力	裸眼	右	左
	矯正	右	左
(4) 聴力	右		左
(5) 既往症			
(6) 現在の疾病			
(7) 所見			

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

検 診 医
(住所・氏名等)

㊟

(注) 現に教員として勤務する者は、申請の日以前1年間に受けた健康診断の結果表(複数ある場合はそれらのうち最新のもの)の写しでもよい。

様式第7号 (略)

様式第8号 (第4条、第5条、第6条関係)

身体に関する証明書

現住所
ふりがな 氏名
ふりがな
(旧姓)
ふりがな
(通称名)
生年月日

(1) 身長			cm
(2) 体重			kg
(3) 視力	裸眼	右	左
	矯正	右	左
(4) 聴力	右		左
(5) 既往症			
(6) 現在の疾病			
(7) 所見			

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

検 診 医
(住所・氏名等)

—

(注) 現に教員として勤務する者は、申請の日以前1年間に受けた健康診断の結果表(複数ある場合はそれらのうち最新のもの)の写しでもよい。

教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備

教育職員免許法施行規則の改正に伴う押印義務の廃止

様式第8号の2 (第4条の2関係)

特別免許状推薦書

年 月 日

富山県教育委員会 殿

任命権者
(雇用者)

勤務予定学校の長

教育職員免許法第5条第3項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

氏 名	
生年月日	
上記の者を推薦する理由	担当する教科に 関する専門的な 知識経験又は技 能について 社会的信望及び 教員の職務を行 うに必要な熱意 と識見について
	その他の推薦理由

様式第9号 (略)

様式第8号の2 (第4条の2関係)

特別免許状推薦書

年 月 日

富山県教育委員会 殿

任命権者
(雇用者)

勤務予定学校の長

教育職員免許法第5条第4項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

氏 名	
生年月日	
上記の者を推薦する理由	担当する教科に 関する専門的な 知識経験又は技 能について 社会的信望及び 教員の職務を行 うに必要な熱意 と識見について
	その他の推薦理由

様式第9号 (略)

規定整備

様式第 10 号 (第 6 条関係)

富山県
 収入証紙
 (授与権者) 殿

年 月 日

本籍地 (都・道 府・県)

現住所 (〒) TEL
 (都道府県名)
 氏名
 生年月日

私立教科教育職員免許状授与 (検定) 願

私は、次の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えて
 お願いいたします。

1 免許状の種類	
2 教 科	

付 記

有するすべての免許状 の種類 (臨時免許状を含む。)	教 科	番 号	授 与 年 月 日	授 与 権 者

様式第 10 号 (第 6 条関係)

富山県
 収入証紙
 (授与権者) 殿

年 月 日

本籍地 (都・道 府・県)

現住所 (郵便番号)
 (〒) TEL
 (都道府県名)
 氏名
 生年月日

私立教科教育職員免許状授与 (検定) 願

私は、次の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えて
 お願いいたします。

1 免許状の種類	
2 教 科	

付 記

有するすべての免許状 の種類 (臨時免許状を含む。)	教 科	番 号	授 与 年 月 日	授 与 権 者

教育職員免
 許法施行規
 則の改正に
 伴う旧姓等
 の併記に係
 る規定整備

様式第 12 号 (第 8 条関係)

免許教科外教科教授担任許可申請書

年 月 日

(授与権者) 殿

校長
教諭
教諭
教諭

免許教科外教科の教授担任を許可していただきたいので、教育職員免許法施行規則附則第 14 項の規定により、申請します。

設置者名	学校名	位置	当該教科教授担任氏名	当該教科教授担任とする教科名	担任しようとする期間	同左の教授を担任しようとする理由	履歴		所有する免許状の種類	備考
							出身学校名	卒業年月日		

様式第 13 号 (略)

様式第 12 号 (第 8 条関係)

免許教科外教科教授担任許可申請書

年 月 日

(授与権者) 殿

校長
教諭
教諭
教諭

免許教科外教科の教授担任を許可していただきたいので、教育職員免許法施行規則附則第 18 項の規定により、申請します。

設置者名	学校名	位置	当該教科教授担任氏名	当該教科教授担任とする教科名	担任しようとする期間	同左の教授を担任しようとする理由	履歴		所有する免許状の種類	備考
							出身学校名	卒業年月日		

様式第 13 号 (略)

様式第 14 号 (第 8 条関係)

学級編制一覽表

学校名	教員名	職名	氏名	専修 1 2	免許教科名	教科 許 可 期 限	担当教科名	学年 学級 数			計	
								1年	2年	3年		
	有する免許教科(勤務する 学校種別の免許状)及びす るに許可された教科											
	担当教科別週時数(許可申請教科は、未審すること)											
	担当時 学年別授業数											
	1											
	2											
	3											
	計											
	計画的教育活動担当時数											
	担当科目(教科)名											
	備(休 職 等)											

(注) 学年は、義務教育学校においては後期課程の3か年について、中等教育学校においては前期課程の3か年について記入すること。

様式第 14 号 (第 8 条関係)

学級編制一覽表

学校名	教員名	職名	氏名	専修 1 2	免許教科名	教科 許 可 期 限	担当教科名	学年 学級 数			計	
								1年	2年	3年		
	有する免許教科(勤務する 学校種別の免許状)及びす るに許可された教科											
	担当教科別週時数(許可申請教科は、未審すること)											
	担当時 学年別授業数											
	1											
	2											
	3											
	計											
	総合的な探究の時間											
	担当科目(教科)名											
	備(休 職 等)											

(注) 学年は、義務教育学校においては後期課程の3か年について、中等教育学校においては前期課程の3か年について記入すること。

規定整備

様式第15号、様式第15号の2 (略)

様式第16号 (第9条関係)

教育職員免許状書換 (再交付) 願

年 月 日

富山県
収入証紙

(授与権者) 殿

〔 都・道
府・県 〕

本 籍 地 (都道府県名)
現 住 所 (〒) TEL
ふりがな 氏 名
生年月日

私は、次の教育職員免許状を書換 (再交付) していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願ひします。

免 許 状 番 号	種 類	教 科	
	授 与 年 月 日		
申 請 の 理 由	異動前の本籍		異動年月日
	ふりがな 異動前の氏名		
書 換 え	(新設)		
	※ 旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を □希望する。 □希望しない。(該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓() 通称名()		
再 交 付			

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記入すること。

様式第15号、様式第15号の2 (略)

様式第16号 (第9条関係)

教育職員免許状書換 (再交付) 願

年 月 日

富山県
収入証紙

(授与権者) 殿

〔 都・道
府・県 〕

本 籍 地 (都道府県名)
現 住 所 (〒) TEL
ふりがな 氏 名
生年月日

私は、次の教育職員免許状を書換 (再交付) していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願ひします。

免 許 状 番 号	種 類	教 科	
	授 与 年 月 日		
申 請 の 理 由	異動前の本籍		異動年月日
	ふりがな 異動前の氏名		
書 換 え	(新設)		
	※ 旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を □希望する。 □希望しない。(該当する□の中にレ印を付すこと。) ふりがな 旧姓() 通称名()		
再 交 付			

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記入すること。

教育職員
免許法施
行規則の
改正に伴
う旧姓等
の併記に
係る規定

整備

教育職員
免許法の
施行規則
の改正に
伴う旧姓
等の併記
に係る規
定整備

様式第 17 号、様式第 18 号 (略)

様式第 19 号 (第 14 条関係)

(教育職員) 特別免許状

本 籍 地

氏 名

(旧姓)

(通称名)

年 月 日 生

右の者に教育職員免許法(第 条)の定めるところにより左記の教科・
自立教科・事項について教育職員特別免許状を授与する。

記

年 月 日

(番 号)

授 与 条 件

有効期間の満了の日 年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会

印

様式第 17 号、様式第 18 号 (略)

様式第 19 号 (第 14 条関係)

(教育職員) 特別免許状

本 籍 地

氏 名

年 月 日 生

右の者に教育職員免許法(第 条)の定めるところにより左記の教科・
自立教科・事項について教育職員特別免許状を授与する。

記

年 月 日

(番 号)

授 与 条 件

有効期間の満了の日 年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会

印

様式第 19 号の 2 (第 14 条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本 籍 地

氏 名

年 月 日 生

右の者に(教育職員免許第 条 (教育職員免許法施行法第 条)の定めるところにより左記の(教科・領域・自立教科)について(教育職員臨時免許状を授与する。

(記)

年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会

印

(番 号)

授 与 条 件

様式第 20 号、様式第 21 号 (略)

様式第 19 号の 2 (第 14 条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本 籍 地

氏 名

年 月 日 生

右の者に(教育職員免許第 条 (教育職員免許法施行法第 条)の定めるところにより左記の(教科・領域・自立教科)について(教育職員臨時免許状を授与する。

(記)

年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会

印

(番 号)

授 与 条 件

様式第 20 号、様式第 21 号 (略)

教育職員
免許法の
施行規則
改正に伴
う旧姓等
の併記に
係る規定
整備

様式第 22 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

様式第 22 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、更新証明書への併記を □希望する。 □希望しない。 (該当する□の中にもレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

教育職員
免許法施
行規則の
改正に伴
う旧姓等
の併記に
係る規定
整備

様式第 23 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当するため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、免許状更新講習の受講免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

様式第 23 号 (第 19 条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、免除証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にもし印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当するため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、免許状更新講習の受講免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備

様式第 24 号 (第 20 条関係)

有効期間延長申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第 61 条の 6 の規定に基づき、
免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

1 延長事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

上記の者は、
教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項
教育職員免許法施行規則第 61 条の 5
に規定する事由に該当することを証
明します。

年 月 日

(証明者名)

様式第 24 号 (第 20 条関係)

有効期間延長申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、延長証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第 61 条の 6 の規定に基づき、
免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

1 延長事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

上記の者は、
教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項
教育職員免許法施行規則第 61 条の 5
に規定する事由に該当することを証
明します。

年 月 日

(証明者名)

様式第 25 号 (第 21 条関係)

更新講習修了確認申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

様式第 25 号 (第 21 条関係)

更新講習修了確認申請書

富山県
収入証紙

年 月 日

富山県教育委員会 殿

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、更新証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にし印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

様式第 26 号 (第 22 条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機関	職 名	

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

様式第 26 号 (第 22 条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、確認証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にし印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機関	職 名	

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

(有する免許状)

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

(修了又は履修した免許状更新講習)

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

様式第 27 号 (第 23 条関係)

修了確認期限延期申請書

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項の規定に基づき、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 延期事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

上記の者は、
教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
(平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条

することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

様式第 27 号 (第 23 条関係)

修了確認期限延期申請書

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏 名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、延期証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にレ印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機 関	職 名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項の規定に基づき、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 延期事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

上記の者は、
教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
(平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条

することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備

様式第 28 号 (第 24 条関係)

免許状更新講習免除申請書

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏名	生年月日	
(新設)		
勤務 (予定) 校・ 機関	職名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項括弧書きの規定に基づき、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることを申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

様式第 28 号 (第 24 条関係)

免許状更新講習免除申請書

富山県
収入証紙

富山県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地	都・道 府・県	現住所 (郵便番号) 電話番号
ふりがな 氏名	生年月日	
※ 旧姓又は通称名がある場合、免除証明書への併記を <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 (該当する□の中にし印を付すこと。)		
ふりがな 旧姓 ()	ふりがな 通称名 ()	
勤務 (予定) 校・ 機関	職名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項括弧書きの規定に基づき、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることを申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

免許状の種類 (教科・特別支援教育領域)	番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名)

教育職員免許法施行規則の改正に伴う旧姓等の併記に係る規定整備

議案第7号

指定技能教育施設における連携科目等の変更に関する件

指定技能教育施設における連携科目等を次のように変更する。

令和4年3月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
(変更前)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
解剖生理	人体と看護
栄養と食事療法	人体と看護
薬理	人体と看護
病理	疾病と看護
微生物	疾病と看護
患者の心理	疾病と看護
保健医療と関係法規	生活と看護
看護と倫理	生活と看護
基礎看護	基礎看護
成人看護	成人看護
老年看護	老年看護
精神看護	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

(変更後)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
解剖生理Ⅰ～Ⅱ	人体の構造と機能
食生活と栄養	人体の構造と機能
食事療法	人体の構造と機能
病理Ⅰ～Ⅳ	疾病の成り立ちと回復の促進
薬理	疾病の成り立ちと回復の促進
薬物療法と看護	疾病の成り立ちと回復の促進
保健医療と関係法規	健康支援と社会保障制度
看護と倫理Ⅰ～Ⅱ	健康支援と社会保障制度
看護概論	基礎看護
基礎看護技術Ⅰ～Ⅵ	基礎看護
成人看護Ⅰ～Ⅴ	成人看護
老年看護Ⅰ～Ⅲ	老年看護
精神看護Ⅰ～Ⅲ	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

2 変更年月日

令和4年4月1日

技能連携科目等の変更について

1 技能連携制度の概要

(1) 趣旨

高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、同時に技能教育施設で教育を受けている場合、同様の教育を重複して受ける負担を軽減する。

(2) 概要

- ・定時制、通信制の課程に在学する生徒が、指定された技能教育施設において学んだ専門技能科目を、当該高等学校における教科の一部の履修として認める制度
- ・技能教育施設を指定する権限は、当該施設の所在地の都道府県教育委員会

(3) 連携科目の変更に係る省令等

・学校教育法施行令第34条

指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」）に届け出なければならない。

・学校教育法施行令第34条第2項

指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

・学校教育法施行令第34条第3項

施設指定教育委員会は、第1項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があったとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

・学校教育法施行令第37条

施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、第33条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 本県の現状（令和4年3月現在）

指定技能教育施設	連携高等学校		
	高等学校名	課程	学科
富山市医師会看護専門学校	雄峰高等学校	通信制	衛生看護科
富山県技術専門学院金属加工科	富山工業高等学校	定時制	生産機械科
総合カレッジ SEO	星槎国際高等学校	通信制	普通科
星槎富山キャンパス	星槎国際高等学校	通信制	普通科

関係法令及び指定基準に係る規則等

学校教育法

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③ 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令

（指定の申請）

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

（指定の基準）

第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。

一 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。

二 修業年限が一年以上であり、年間の指導時間数が六百八十時間以上であること。

三 技能教育を担当する者（実習を担当する者を除く。）のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。

四 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。

五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

（連携科目等の指定）

第三十三条の二 都道府県の教育委員会は、法第五十五条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

（指定の公示）

第三十三条の三 都道府県の教育委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の名称、所在地及び連携科目等を公示しなければならない。

（内容変更の届出等）

第三十四条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」という。）に届け出なければならない。

2 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

3 施設指定教育委員会は、第一項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があつたとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（廃止の届出）

第三十五条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の解除）

第三十六条 施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設が第三十三

条各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。
2 施設指定教育委員会は、前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を
公示しなければならない。

(調査等)

第三十七条 施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、
第三十三条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能
教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又
は資料の提出を求めることができる。

(文部科学省令への委任)

第三十八条 第三十二条から前条までに規定するもののほか、指定の申請の手續そ
の他指定に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程に係る技能教育施設)

第三十九条 第三十二条から前条までの規定は、中等教育学校の後期課程の定時制
の課程(法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。)又は通信制の課程に係る
技能教育のための施設について準用する。この場合において、第三十三条第一号及
び第四号並びに第三十三条の二中「高等学校」とあるのは、「中等教育学校の後期課
程」と読み替えるものとする。

(別表1)

富山市医師会看護専門学校における技能連携科目の変更に際しての
申請内容確認表

項目	指定基準の内容	根拠	申請内容	確認方法	記載箇所
設置者	・設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部省令を遵守する等設置者として適当と認められる者であること。	学校教育法 施行令 第33条 一項の一	公益社団法人 富山市医師会	—	—
修業年限	・1年以上とする	学校教育施 行令 第33条 一項の二	変更無し	—	—
指導時間	・1年間にわたり、 680時間以上	同上	1,509時間	科目の内容 の概要	申請書 4
教員	・教授を担任する者は、「半数以上の者が技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有すること」又は、「これと同等以上の学力を有すると認められた者」である必要 ・技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を20をもって除して得た数以上であること。	学校教育施 行令 第33条 一項の三 技能教育施 設の指定等 に関する規 則 第2条	資格所有者 (延べ人数) 看護師10名 総計10名	技能教育 を担当す る者の氏 名、担当 、時間数 、履歴、 資格	申請書 3
生徒数	・科目毎に同時に技能教育を受ける者の数が10人以上であること。	同上 二項の二	定員30名	定員	申請書 1
施設設備	・高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行うために必要な施設及び設備を有すること。	技能教育施 設の指定等 に関する規 則 第2条	表「科目の教育 に係る設備の状 況」	施設 設備の名 称、数量	申請書 1
技能連携科目	・高等学校の職業に関する教科とする。	技能教育施 設の指定等 に関する規 則 第2条 の一項	教科「看護」に 属する科目	技能連携 科目の概 要 高校の教 育課程	申請書 4

議案第8号

技能教育施設の廃止に関する件

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地
名 称 星槎富山キャンパス
所在地 富山市新富町1-2-3 CiCビル5階
- 2 廃止の時期
令和4年3月31日

技能教育施設（星槎富山キャンパス）の指定の廃止について

1 技能教育施設（星槎富山キャンパス）の指定廃止日

令和4年3月31日

2 星槎国際高等学校との技能連携解除について

令和3年12月20日学校法人国際学園星槎国際高等学校長から学校法人国際学園星槎富山キャンパス長に、技能連携を解除したいと申請があり、同月22日に承諾された。学校法人国際学園星槎富山キャンパスは令和4年度の募集を停止しており、現在、在籍生徒137名は、星槎国際高等学校の生徒として指導される。

3 技能連携制度の概要

(1) 趣旨

高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、同時に技能教育施設で教育を受けている場合、同様の教育を重複して受ける負担を軽減する。

(2) 概要

定時制、通信制の課程に在学する生徒が、指定された技能教育施設において学んだ専門技能科目を、当該高等学校における教科の一部の履修として認める制度。

技能教育施設を指定する権限は、当該施設の所在地の都道府県教育委員会。

※学校法人国際学園星槎国際高等学校に在籍する生徒について、学校法人国際学園星槎富山キャンパスで学んだ専門技能科目（商業科目12単位）が高等学校の専門教科「商業」として履修認定されることになる。

(3) 関係法令及び指定基準に係る規則等（別紙）

4 本県の現状

指定技能教育施設	連携高等学校		
	名称	課程	学科
富山市医師会看護専門学校	雄峰高等学校	通信制	衛生看護科
富山県技術専門学院	富山工業高等学校	定時制	生産機械科
総合カレッジS E O	星槎国際高等学校	通信制	普通科
星槎富山キャンパス	星槎国際高等学校	通信制	普通科

関係法令及び指定基準に係る規則等

学校教育法

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③ 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令

（指定の申請）

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

（指定の基準）

第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。

一 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。

二 修業年限が一年以上であり、年間の指導時間数が六百八十時間以上であること。

三 技能教育を担当する者（実習を担当する者を除く。）のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担当する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。

四 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。

五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

（連携科目等の指定）

第三十三条の二 都道府県の教育委員会は、法第五十五条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

（指定の公示）

第三十三条の三 都道府県の教育委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の名称、所在地及び連携科目等を公示しなければならない。

（内容変更の届出等）

第三十四条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」という。）に届け出なければならない。

2 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

3 施設指定教育委員会は、第一項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があつたとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（廃止の届出）

第三十五条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の解除）

第三十六条 施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設が第三十三

条各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(調査等)

第三十七条 施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、第三十三条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(文部科学省令への委任)

第三十八条 第三十二条から前条までに規定するもののほか、指定の申請の手續その他指定に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程に係る技能教育施設)

第三十九条 第三十二条から前条までの規定は、中等教育学校の後期課程の定時制の課程(法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。)又は通信制の課程に係る技能教育のための施設について準用する。この場合において、第三十三条第一号及び第四号並びに第三十三条の二中「高等学校」とあるのは、「中等教育学校の後期課程」と読み替えるものとする。

富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案要綱

県立学校課

項目	説明
1 制定の趣旨、必要性等	<p>義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号。以下「改正法」という。）により地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、学校運営協議会の設置の努力義務化、その役割の充実等の内容が規定された（平成29年4月1日施行）。</p> <p>本県では、昨年度に学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）に関する検討会議を設置し、今後の方向性について検討してきたところ、来年度にコミュニティ・スクールの導入を予定している学校があることから、学校運営協議会の設置等に関して新規に規則を制定するもの</p>
2 規則案の内容	<p>第1 制定の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨（第1条） 2 設置（第2条） 3 組織（第3条） 4 任期等（第4条） 5 会長及び副会長（第5条） 6 会議（第6条） 7 会議の公開（第7条） 8 基本的な方針に定める事項（第8条） 9 設置学校の運営に関する事項についての意見（第9条） 10 設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項（第10条） 11 守秘義務（第11条） 12 解任（第12条） 13 学校運営に関する評価及び情報提供（第13条） 14 指導及び助言（第14条） 15 適正な運営の確保に必要な措置に係る通知（第15条） 16 細則（第16条） <p>第2 施行期日 令和4年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第9号

富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件
富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和4年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、富山県立高等学校及び富山県立特別支援学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むという目的を達成するため、協議会の設置が適当と認める学校に協議会を設置する。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、その旨を当該協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）に通知するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、設置学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が設置学校の校長と協議の上招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1) 職員の採用その他の任用に関する事項を議事とする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(基本的な方針に定める事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 設置学校の教育目標及び教育方針並びに教育計画に関する事項

(2) 設置学校の校長が、当該設置学校の所在する地域の住民、当該設置学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者に対して、当該設置学校の運営に関する必要な協力を求める事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が設置学校の運営に関して必要と認める事項

(設置学校の運営に関する事項についての意見)

第9条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を提出するものとする。

2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴いた上で、当該設置学校の校長を経由して行うものとする。

(設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項)

第10条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 設置学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項（特定の個人に係るものを除く。）

(2) 設置学校の校長が意見を求める事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

2 前条の規定は、法第47条の5第7項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第12条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 辞任を申し出たとき。

(2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。

(3) 職務を怠ったとき。

(4) 委員たるにふさわしくない非行があったと認められるとき。

(5) 前条前段の規定に違反したと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 設置学校の校長は、当該設置学校に係る協議会の委員について前項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定により委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

（学校運営に関する評価及び情報提供）

第13条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者等に対し、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、当該設置学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

（適正な運営の確保に必要な措置に係る通知）

第15条 教育委員会は、法第47条の5第9項の規定により協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により当該設置学校に通知しなければならない。

（細則）

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、富山県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年度第2回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

令和4年3月18日
教 職 員 課

第2回会議の概要

(1) 日 時 令和4年2月22日(火) 13:30~15:00

(2) 場 所 富山県庁 4階大会議室

(3) 今後の取組みに対する主な意見等

① 教職員の意識改革について

- ・ 昨年度比で超過勤務時間は減ってきているが、一部の教員の超過勤務時間がまだ大変多い。
- ・ 全員の超過勤務時間が45時間以内となるためには、自身の働き方が全体から見て、どうであるかわからないと取組みにくいのではないかと。教員個人に対して自身の勤務時間とともに平均時間の公表を併せて行うべき。
- ・ 男性教員からも「働き方改革のおかげで、子どもの世話ができるようになった」という意見が出てきている。
- ・ 校内の仕事を見直し、優先順位の低い業務を削るという作業(仕組み)が必要である。スクラップアンドビルドを。
- ・ プラン2022については、スピード感をもって取り組んでもらっている。スタートから100点ではなく、動きながら改善していき、最終的にいいものになればと思う。

② 効率的・効果的な業務の推進について

- ・ 働き方改革推進校の指定及び業務改革の取組みについては、期待できる取組みであり、学校の負担とならないように進めてほしい。
- ・ 大きく労働時間を削れたところは表彰するなど、ランキングにして公表することができれば、労働時間を削る効果は大きいと考える。
- ・ 民間では働き方改革を進めていくことがその会社のリクルートにも影響が出てくる。
- ・ 必ずしも教員が担う必要のない業務はアウトソーシングしていくべきである。
- ・ 多忙化解消については、継続的で持続的なものとするため、ロードマップを作って、周知しておく必要があるのではないかと。
- ・ 県立高校入試の出願において、Web出願ができないか。先生方が各高校に持参するのは負担である。

③ 地域・専門人材の活用による体制整備について

- ・ 令和4年度においてもスクール・サポート・スタッフの全校配置はありがたい。
- ・ 多忙化解消リーフレットを地域の方にお見せしたところ、すんなり理解してもらえている。

④ 部活動の負担軽減と教職員の健康管理について

- ・ 部活動の地域移行に向けた「地域部活動推進事業」は、地域間格差が生じる可能性もあり、取組みを進めるにあたり注意が必要である。

(4) 今後の対応

当該委員会でも出された意見を踏まえ、「とやま学校働き方改革推進プラン」及び「多忙化解消周知啓発リーフレット」を活用し、引き続き、学校の多忙化解消に努めていく。

令和4年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

令和4年3月18日
県立学校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数 34校82学科
 募集人数 5,359名 (推薦を含む募集定員6,378名)
 志願者数 5,595名 (志願倍率1.04倍)
 選考対象者数 5,586名 (追検査受検者及び書類選考対象者を含む)
 合格者数 6,017名 (推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数 18校30学科 (03年度19校28学科 02年度19校29学科)
 募集定員 361名 (03年度 283名 02年度 298名)
 志願者数 名 (志願倍率 倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数 5校12学科
 募集定員 約840名
 志願者数 275名
 受検者数 267名
 合格者数 240名

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数 6校15学科
 募集定員 約720名
 志願者数 名

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数 1校2学科
 募集定員 約300名
 志願者数 名

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程第1次選抜

学校数 5校
 募集定員 72名
 志願者数 48名
 受検者数 48名
 合格者数 48名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

	高等部	高等部 (訪問教育)	幼稚部
学校数	10校	5校	3校
募集人員(定員)	約208名	若干名	若干名
志願者数	87名	1名	4名
受検者数	87名	1名	3名
合格者数	87名	1名	3名

② 第2次選抜

	高等部	幼稚部
学校数	10校	3校
募集人員(定員)	若干名	若干名
志願者数	名	名

第3回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

1 検討委員会の開催

- ・令和4年2月9日（水） 午後1時から午後3時まで、県民会館にて開催
- ・委員14名、アドバイザー1名出席（全員、オンラインにより出席）
- ・会議前半に大島アドバイザーより『高校におけるSTEAMを通した新しい学び』と題しての講演

2 主な意見等

(1) 普通系学科・総合学科の現状と今後のあり方について

- ・我々のテーマは令和の時代に即した高校のあり方ということなので、逆転の発想だが、普通系学科とか総合学科ということにこだわらない方が、これからの時代には、もしかしたらいいのではないかとこのように考えている。
- ・子ども達の学力は二極化して、その差が開いてきていると思う。STEAM教育をする上でも基礎学力がベースにある。98.8%の中学生が高校に進学するが、本当に高校の履修内容が学んでいるかどうかという子ども達もいると思う。そういう子ども達の学力を上げる取組みも必要である。
- ・生活環境も変わり、従来、家庭で補われていたようなこともどんどん失われていった。そういう総合的な学力が低下している。全部に言えることだと思っており、今後、これをどうしていくかということだと思ふ。新しい取組みとしては学校の特色、地域の特色を十分に考慮するといった視点を一つの基準にしていきたい。
- ・学校の課題や特化すべきことは、学校評議員会を踏まえて、その内容について検討され、学校評価等において明示されていると思う。現況の問題点や課題を明らかにし、改善するための方向性を見いだすことが重要である。
- ・地域との連携について、高校で地域と連携するということは、企業と連携することであると思う。待ちの姿勢ではなく、高校自ら大学や産業界の連携の取組みに積極的に参加してはどうか。高校も企業と接点を持つことで、はじめて「学科」のあり方が見えてくるのではないか。
- ・中学校で進路相談を受けるが、ニーズが多様化し、子ども自身も決めあぐねている部分があるのではないかと思っている。

- ・学校を選ぶというよりも、自分の学力に応じて高校を選ぶという習慣があると思う。スクールポリシーの策定などもあるので、この学校に行ったら何が学べるのかといったことをもっと強くアピールして欲しい。
- ・中学生が進路を決める場合には、その高校で何ができるのか、それは生徒の活動、学校行事、部活動、何を学べるのかである。保護者は、どんな力を付けてもらえるのか、卒業後の進路にどんな支援を得られるのかを考えて選んでいるようだ。HP上で動画や写真を充実させ、オープンハイスクールを柔軟にしてもらうことで、子ども達が高校生活を理解し、意思を持って進路選択ができるようになるのではないかな。
- ・オープンハイスクールの前に高校説明会で学校の魅力を伝える機会を作っていただけると、子ども達も学力以外にも興味を持つことが出てきて、興味を持ってオープンハイスクールに参加できるのではないかな。保護者も、説明会を一緒に聞き、子どもと話をするので、早い時期に複数回あると良い。
- ・総合的な探究の時間の活動に協力したが、高校生が難しいテーマに積極的に取り組んでいただき、良い提案をいただいた。しかし、プレゼン能力については、サポートする環境が必要ではないかと感じた。
- ・STEAMという意味では、理数教育をこれまで以上に幅広く学生に身に付けていただける機会を提供して欲しい。IT化、DXなど様々なテクノロジーの変化があり、単に生産性を上げるだけではなく、働き方も大きく変わってきているので、理数的な素養が必須になっている。
- ・普通科に推薦入試は取り入れていないのか。学力で評価されることが悪いとは思わないが、点数で測っているうちは、子どもの可能性は点数の中に収まりがちだ。それ以外にも子どもの探究心や学びたいという心を引き上げることはできないかと思う。学力以外で、その学校で学んでみたいという理由が子ども達の中にあるならば、そういったところも伸ばせるような仕組みがあると良い。
- ・入試の公平性は、何を持って公平かは分からない。単に知識を問うだけが公平だとは思わない。高校も全入に近い時代に、そもそも入試は何を測りたいのかという高校や大学の設置者自身の意識が変わっていく必要があるのではないかな。人口減の中での入試のあり方を大きな課題として考えていく必要がある。

(2) 様々なタイプの学校・学科のあり方について

【中高一貫校】

- ・中高一貫校に何を求めるかを明確にしないと、設置するか否かの議論が発散してしまう。
- ・そろそろ中高一貫校があってもよいと思う。しかし、これまでも実際に作るとなった時の具体論が議論になってきた。ある程度、地域の活性化につながる学校を地域ぐるみで作っていくという観点で併設型を作る。中心部に多い普通科を整理するといった観点でも何か新しい教育の環境として作っていく方向で進めていただきたい。

【国際バカロレア】

- ・STEAM教育もそうだが、しっかりとした目的・目標を持った若者に対して、短期の受験勉強中心ではない学びの機会を用意することは意義がある。
- ・国際化の時代に、グローバル人材を育てる機会があることは重要。生徒にとって様々な選択肢があることが大事である。
- ・国際バカロレアは、設置の目的・目標がはっきりしているので、こういう学校が富山にある意義や価値はあると思う。国際化が求められる中でも必要だと思う。しかし、課題を見ると強くは言えないが、時代に合わせて学校の仕組みを作る側、先生の変化が求められる。
- ・国際バカロレアは、ハードルが大変高い。一つは日本の学習指導要領とマッチングが図られていないこと。もう一つは、国際語、英語、フランス語、スペイン語で授業をしなければならないこと。公立でやっているところもあるが、ほとんどはインターナショナルスクールや私立高校で、大学を超えるような授業料でやっている。
- ・バカロレアについては全国の私学の間でも、英語の人材の確保やエキスパートの招聘、予算の創出等、大変だと聞いている。よりグローバルな国際化を視野においた県立高校として、現在の進路状況を踏まえてバカロレアを進めるニーズがあるのか。留学できるように奨学資金援助等も必要である。まずは、姉妹校間における限定した教科科目による単位認定を検討してはどうか。

3 今後の予定

- ・令和4年度以降は、新高校に係る評価検討、県立高校のニーズ調査検討、定時制・通信制のあり方などについて議論する予定。

令和4年3月18日
小中学校課

公立小学校の設置及び廃止について

1 設置する学校

学校名、位置及び設置年月日

学校名	位置	設置年月日
高岡市立高陵小学校	高岡市中川町5番1号	令和4年4月1日

2 廃止する学校

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
高岡市立定塚小学校	高岡市中川町5番1号	令和4年3月31日
高岡市立平米小学校	高岡市本町12番1号	令和4年3月31日

(2) 廃止の理由

高岡市立定塚小学校及び平米小学校を統合し、高陵小学校を新設。

(3) 児童の処置

新設する高岡市立高陵小学校に通学する。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和4年4月25日(月) 13:00 予定
教育委員会 (県民会館 701号室)

学校評議員から学校運営協議会への発展

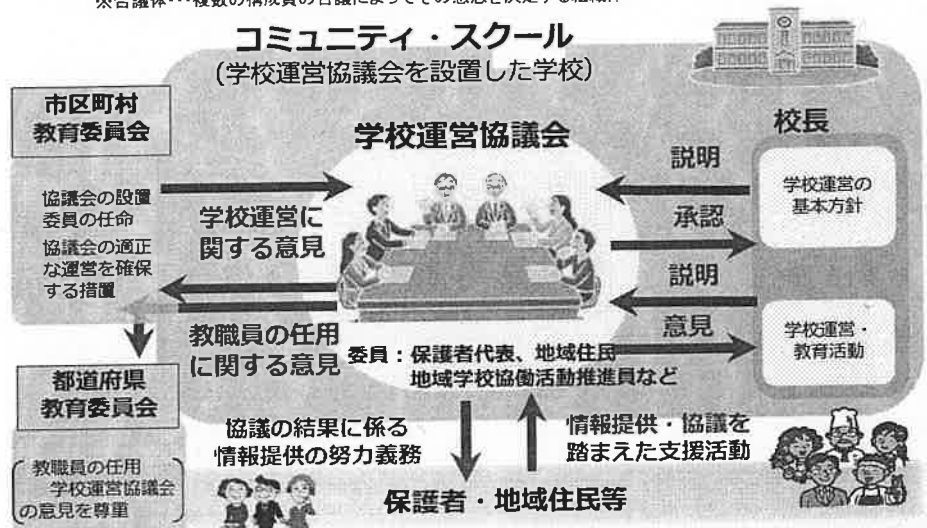
開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるできるようになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校運営協議会規則(教育委員会規則)

学校運営協議会 <合議体>

※合議体…複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体



学校教育法施行規則

学校管理規則

学校評議員

※合議体ではない



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)

協議体による組織的な活動の広がり

法令等に基づき役割(権限)が明確化

主体的参画による連携・協働性が向上

継続性の観点

組織的活動の観点

役割の明確化の観点

連携・協働性の観点

校長の異動に左右

想定していない

校長の運用

第三者的関わり

学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- ・法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「対等な立場」で学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- ・学校・家庭・地域において、共通の目標やビジョンを目指した取組(活動)が可能となります。(一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開)
- ・コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となります。
- ・コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和三十一年法律第百六十二号)

第四十七条の五

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
2. 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
3. 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
4. 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
5. 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
6. 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
7. 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
8. 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
9. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
10. 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。